

中止公演のチケット代のご寄付を検討いただいている方へ

NHK交響楽団では、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い多くの公演を中止といたしました。公演を楽しみにされていたお客様には心よりお詫びを申し上げます。現在は、公演再開に向けて、ご来場されるお客様に安心してお楽しみいただける環境を整えるべく、感染症予防対策を講じた公演のあり方などの検討を進めております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

このたび中止となりました公演につきまして、チケット代の払い戻しを辞退されることで当団を支援したいというお申し出をいただいております。当団は、音楽芸術の発展向上を図ることを事業目的とする法人として、「公益財団法人」の認定を受けているため、チケット代をご寄付いただく場合、その寄付金は税制上の優遇措置の対象となります。当団の事業目的にご賛同いただきご寄付いただける方は、以下の方法によりお手続きくださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応として、文化庁から「チケットを払い戻さず寄附することにより、税優遇を受けられる制度」が発表されましたが、税制上の優遇措置の内容は公益財団法人への寄付に関する優遇措置と同じため、当団は既存の制度によりご寄付を承ります。

■寄付のお申し込みについて

「寄付金申込書」をご記入いただき、必要書類と一緒にご送付ください。

手続き完了後、寄付金の控除を受けるために必要な当団が発行する「受領書」と「控除に係る証明書」をお送りします。

※「[払い戻しを受けていない方](#)」と「[すでに払い戻しを受けた方](#)」で手続きの方法が異なりますのでご注意ください。またチケットの購入方法によっても必要書類が異なります。

▶払い戻しを受けていない方

以下の「寄付金申込書」をダウンロードしてご記入の上、「必要書類」と一緒にご送付ください。

[「寄付申込書\(払戻請求辞退届出書\)【払い戻しを受けていない方】\(PDF\) | 記入例 \(PDF\)](#)

※寄付金申込書に対象公演を追加(7/28更新)

▼N響ガイド・WEBチケットN響で購入されたお客様

＜ご送付いただく書類(3点)＞

1. 記入済の「寄付金申込書(払戻請求辞退届出書)」
2. 未使用チケット
3. ゆうちょ銀行からの「振替払出証書」

※寄付は「振替払出証書」に記載された金額での受付とさせていただきます。「振替払出証書」の金額は対象公演のチケット券面額となっています。また1回券をN響ガイドで電話購入された方はチケット郵送料(1回あたり84円)も含まれた金額となっています。複数公演をご購入の場合は合算額となっている場合があります。

※「振替払出証書」に記載された額の一部のみ寄付をご希望の場合は、一度払い戻し手続きを完了していただいた上で、以下の「すでに払い戻しを受けた方」の手順で改めてのご寄付をお願いいたします。

※寄付金控除等の対象者は実際にチケット代金をお支払いいただいた方になります。代表者が、他の参加予定者のチケットを立て替えて購入し、参加予定者(実際にチケット代金を支払った方)名での「受領書」が必要な場合は、「寄付金申込書」の備考欄に「①参加予定者名 ②公演名 ③チケット券種・席種・枚数 ④金額」をご記入ください。

※ゆうちょ銀行からの「振替払出証書」は順次発送しています。

▼その他の前売所で購入されたお客様

＜ご送付いただく書類(2点)＞

1. 記入済の「寄付金申込書(払戻請求辞退届出書)」
2. 未使用チケット

▶すでに払い戻しを受けた方

以下の「寄付金申込書」をダウンロードしてご記入の上、ご送付ください。内容を確認させていただいた上で、振込方法などをご案内します。(メール、または、はがきでのご案内になります。)

[「寄付金申込書」【すでに払い戻しを受けた方】\(PDF\)](#) | [記入例\(PDF\)](#)

※寄付金申込書に対象公演を追加(7/28更新)

<ご送付いただく書類(1点)>

1. 記入済の「寄付金申込書」

<お問い合わせ・送付先>

公益財団法人 NHK交響楽団「寄付担当係」

〒108-0074 東京都港区高輪2-16-49 TEL:03-5793-8120

よくあるお問い合わせ

Q. 寄付をした場合には、税法上どのような特典があるのですか？

A. N響は、2010年3月29日付けで、内閣総理大臣から「公益財団法人」として認定されており、それにより当団に対する寄付金は、

■個人の場合：一定の算式(計算)に基づき、所得から控除することができます。また、選択により税額控除を受けることができます。

なお、地方自治体の条例に指定された寄付金については、個人住民税の税額控除を受けることができますので、居住している自治体に確認してください。

※当団は東京都および港区の条例指定寄付金税額控除対象団体に指定されております。

■法人の場合：一定の算式(計算)に基づき、一般の寄付金とは別に損金算入できます。

手続き後にお送りする「受領書」と「控除に係る証明書」を確定申告の際にお使いください。

Q. 文化庁で紹介されている寄付制度とはなにが違うのですか？

A. 税制上の優遇措置は、当団の既存の制度と同様になります。ただし、文化庁で紹介されている新優遇措置は、チケット払戻請求権の合計金額の限度が年間20万円となっています。

当団では既存の制度で寄付を承ります。

Q. 同行者の分も立替をして一緒に購入しました。同行者は「受領書(払戻請求放棄証明書)」をもらうことはできますか？

A. 備考欄に、「①参加予定者名 ②公演名 ③チケット券種・席種・枚数 ④金額」をご記入ください。

代表者様宛で、同行者の方の「受領書」もお送りします。ただし、代表者様宛の受領書記載額は代表者様ご本人が負担した金額となります。